

第1 目的

本県は、三方を海に開かれ、豊かな自然環境や歴史的なまちなみなど、多くの良好な景観に恵まれています。これらの景観は、「山口県らしさ」を彩るとともに、我々に心豊かな生活と住み良さを提供してくれます。

本県では「山口県景観ビジョン（平成17年3月策定）」において「心豊かな山口県」「暮らしやすい山口県」「訪れたい山口県」の三つの山口県像の実現に向け、山口県景観条例（平成18年山口県条例第5号）を制定（平成18年3月）し、また、これに基づき「山口県景観形成基本方針（平成19年1月策定）」を定め、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

公共事業は、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に大きな影響を与えることから、景観形成への積極的な取り組みが求められています。

このため、山口県景観条例第5条の規定に基づき、県が公共事業を実施するに当たって良好な景観の形成を図るための指針（山口県公共事業景観形成ガイドライン）を定めます。

